

桂坂教育後援会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、桂坂教育後援会と称し、事務所を桂坂自治会館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、桂坂学区の各自治会員及び本会の趣旨に賛同する人々を以って組織する。

2. 本会は、桂坂学区自治連合会(以下、「自治連」という)の各種団体として、自治連がこれを助成する。

(目的)

第3条 本会は、桂坂小学校、大枝中学校、西総合支援学校の児童・生徒を対象に、教育の充実、安心・安全と健康増進などに関する援助を行うことを目的とする。

(役員を選出)

第4条 本会に次のとおり役員をおき、総会において選出する。

(1)本部役員は、自治連の役員から概ね次の基準により選出する。

会長	1名
副会長	6名
会計	1名
事務局長	1名
事務局担当	5名
広報	1名

(2)理事は、自治連を構成する自治会の会長(以下、「自治会長」という)より選出する。

(3)幹事は、自治連を構成する各種団体の長より選出する。

(4)監査役は、会長の推薦により選出する。

監査役 2名

(5)顧問は、桂坂小学校校長、桂坂小学校PTA会長、大枝中学校校長、及び西総合支援学校校長があたる。

(役員任期)

第5条 本部役員、幹事、及び理事の任期は、翌年の定例総会までとし、再任を妨げない。

(会計)

第6条 本会の会計は寄付金及び自治連助成金等により運用する。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終了する。

(会議)

第8条 本会は次の会議を開催する。

(1)総会

(2)役員会

(会議の開催・議決)

第9条 本会の会議は次のとおり開催する。

(1)総会は、本会の最高議決機関として本会役員で構成し、年1回開催する。

(2)会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

(3)総会においては次の事項を審議する。

- ①事業計画及び予算に関すること。
- ②事業報告及び決算に関すること。
- ③会則の改廃に関すること。
- ④役員を選任に関すること。
- ⑤本会に関するその他重要事項

(4)役員会は必要の都度、会長が召集するものとし、原則として本部役員、理事、及び幹事の出席により開催し、会務を処理する。

(5)会議は出席者の過半数にて議決する。

(効力)

第10条 本会則は平成12年4月23日総会開催時から実施する。

- (2)一部改定補足し、平成13年4月15日から実施する。
- (3)一部改定補足し、平成14年4月14日から実施する。
- (4)一部改定補足し、平成15年4月20日から実施する。
- (5)一部改定補足し、平成18年4月17日から実施する。
- (6)一部改定補足し、平成22年4月18日から実施する。
- (7)一部改定補足し、平成26年6月7日から実施する。